

議案第 1 4 号

大田原市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税
の課税免除に関する条例の制定について

大田原市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免
除に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

大田原市長 津 久 井 富 雄

大田原市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により大田原市過疎地域持続的発展計画（以下「持続的発展計画」という。）に記載された産業振興促進区域（同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。以下同じ。）内において、持続的発展計画に振興すべき業種として定めた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（法第23条に規定する農林水産物等販売業をいう。以下同じ。）又は旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第4項に規定する下宿営業を除く。以下同じ。）（以下「振興対象事業」という。）の用に供する設備の取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下同じ。）をした者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により固定資産税の課税を免除することに関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除)

第2条 市長は、法第2条第2項の規定による公示の日から令和6年3月31日までの間に、産業振興促進区域内において、振興対象事業の用に供する設備であって取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をした者について、当該取得等をした特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の課税を免除することができる。

(1) 製造業又は旅館業 500万円（資本金の額等が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものにあつては1,000万円とし、資本金の額等が1億円を超える法人が行うものにあつては2,000万円とする。）

(2) 情報サービス業等又は農林水産物等販売業 500万円

2 前項の規定により課税を免除する期間は、特別償却設備を事業の用に供した日以後最初の1月1日を賦課期日とする年度以降3年度とする。

(課税免除の申請)

第3条 前条の規定による課税の免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(課税免除の継続)

第4条 市長は、合併、譲渡等の事由により、課税の免除を受けた者に変更が生じた場合において、課税免除の対象となる事業が承継されるときは、当該事業を承継する者に対して課税免除を継続することができる。

(課税免除の取消し)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その固定資産税の課税の免除を取り消すことができる。

- (1) 市税等に滞納があるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により課税の免除を受けたとき。
- (3) 課税免除を受けた特別償却設備である家屋及び償却資産並びに土地を当該事業の目的に使用せず、又は他の用途に使用していると認められるとき。
- (4) 事業を廃止し、若しくは休止し、又はその状況にあると認められるとき。
- (5) その他市長が免除することが適当でないと認めるとき。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 法第2条第2項の規定による公示の日から持続的発展計画を定めた日までの間に特別償却設備の取得等をした者については、当該持続的発展計画の定めに基づいて当該特別償却設備の取得等をしたものとみなして、この条例の規定するところにより固定資産税の課税免除をすることができる。

(大田原市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正)

第3条 大田原市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例(令和2年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(適用除外)

第6条 大田原市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例(令和4年条例第〇号)の適用を受けることができる施設は、この条例の規定は適用しない。